

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

全国薬害被害者団体連絡協議会

代表世話人 花井 十伍

<構成団体>

MMR（新3種混合ワクチン）被害児を救援する会

大阪HIV薬害訴訟原告団

（公財）いしずえ（サリドマイド福祉センター）

NPO 法人京都スモンの会

薬害筋短縮症の会

薬害ヤコブ病被害者・弁護士全国連絡会議

陣痛促進剤による被害を考える会

スモンの会全国連絡協議会

東京HIV訴訟原告団

薬害肝炎全国原告団

イレッサ薬害被害者の会

HPVワクチン薬害訴訟全国原告団

HPV ワクチンの取扱いに関する緊急要望書

8月24日の薬害根絶デーにおいては、本年も、私たちの要望書を厚生労働大臣に直接受け取っていた
だき、各担当者と真摯な協議の時間を持つことができました。

当日の要望書においても、前大臣に対して HPV ワクチンに関する多数の論点を提示させていただきました
ましたが、HPV ワクチン接種の積極的な勧奨再開に関して、前大臣の前向きな発言があったとする報道や
その他関連する報道に接し、私たちは強い危機感を持ちました。

今般あらたに厚生労働大臣に就任された、後藤大臣にも私たちの主張を理解していただくべく、あらた
めて下記のとおり要望いたしますので、後藤大臣におかれましては、私たちの要望事項を十分ご検討した
上で予防接種行政に関して適切にご判断をしていただきますようお願い致します。

記

ヒトパピローマウイルス感染症を予防接種法上の A 類疾病から削除してください。

もちろん、積極的勧奨の再開は絶対にやめてください。

また、任意に2価、4価ならびに9価の HPV ワクチン（HPV L1 たん白質ウイルス様粒子）
を接種する際には、リスクとベネフィットを本人と保護者に十分説明した上で、書面による同意
を受けて接種を行うよう周知徹底を行うよう要望致します。

要望の理由

1、HPV ワクチンには、安全上の重大な懸念が存在する。

9 価 HPV ワクチン（シルガード 9[®]）の審査報告書及びリスク管理計画にも示されているとおり、医療従事者に情報提供を行っている「多様な症状」については、依然として重大な安全上の不足情報である。

事実、9 価ワクチン承認に際しては、承認条件としてのリスク管理計画の中で、医薬品安全監視活動として、全例登録による強化安全監視活動を、一般使用成績調査により、5000 例の被接種者の情報収集を求めている。これは、国がワクチン接種後に持続的な疼痛が特異的に見られたことを理由に積極的勧奨を差し控えた以降次々に報告された複合的諸症状に他ならない。

2、予防接種法は、感染拡大が懸念される急性感染症を想定した法律であって、一定の病原体が原因のひとつであっても、腫瘍など疾病に安易に拡大すべきではない。

予防接種法が対象感染症を法律の条文に含めている理由は、言うまでもなく、国民の自由を一定程度抑制し、個々の医療行為に介入する手続きを定めているからである。子宮頸がんを予防したいという動機付け自体には一定の合理性があるからといって、疾病の予防に関して、どの程度、政府による権力行使が認められるかは、いまだ議論がなされていない。

胃がん予防のための、ヘリコバクターピロリの除菌や HIV 感染症予防のための予防投薬など、一定の医療行為を法的義務とすることで、有病率を減らすことが可能な疾病は存在する。こうした予防医療は依然として個人の選択に委ねられている。

3、積極的勧奨再開が不透明で異例な経過で進められていることは看過できない。

本年 10 月の積極的勧奨再開を、ワクチンの製造販売業者が厚生労働省と水面下で協議してきたことを製造販売業者が公表し、厚労省の対応の遅れを批判していることは、異様な事態である。前述のように厳密な法整備によって進められている予防接種行政において、このような密室協議によって政策がゆがめられることは看過し難い事態である。

また一部報道されたように、その理由が業者の在庫処分であるならば前代未聞の暴挙と言える。すくなくとも、これら不透明な経過のすべてを公表、検証することが先決である。

4、ワクチン接種における説明と同意並びに副反応を訴える患者に対する対応が不十分である

ワクチン接種は言うまでもなく、医療行為にほかならない。しかしながら、予防接種法上の勧奨を接種者も行ってしまうと、医療行為における説明と同意を受ける上での利益相反関係が生じることにもなる。

接種者がワクチンを信頼するあまり、非接種者の副反応の訴えを軽視する傾向も存在する。

こうした、現状を十分是正しないまま、腫瘍等予防を目的とするワクチン接種を勧奨することは、重大な人権侵害につながる懸念がある。